

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成 28 年米原市条例第 18 号) について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 28 年 5 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号) 等が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に米原市税条例(平成 17 年米原市条例第 47 号) および米原市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年米原市条例第 28 号) を改正する必要が生じ、平成 28 年 3 月 31 日に米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 28 年 3 月 31 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

米原市長

米原市条例第18号

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例(平成17年米原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第56条中「または第12号の固定資産」を「もしくは第12号の固定資産または同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第59条中「または第12号」を「、第12号または第16号」に改める。

付則第10条の2第4項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第7号」に改める。

付則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「および令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(米原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 米原市税条例の一部を改正する条例(平成27年米原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

付則第4条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項および」を「同項、第5項および前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項

中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項および」を「同項、第5項および前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5および」を「同項、第5項および前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

米原市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2<u>もしくは第12号の固定資産または同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人</p>	<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2または第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋また</p>

で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第57条～第58条の2 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号または第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条以下 略

付 則

第1条～第10条 略

第10条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5～7 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第57条～第58条の2 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5までまたは第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条以下 略

付 則

第1条～第10条 略

第10条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5～7 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅または同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

第11条以下 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第9項に規定する

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅または同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 略

9 略

第11条以下 略

熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

米原市税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後			現 行		
<p>米原市税条例の一部を改正する条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>米原市税条例の一部を改正する条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第98条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第98条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様	第98条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様

		式
第98条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>施行規則第34号の2様式</u> または <u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
<u>第100条の2第1項</u>	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
略		

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第9項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項および前項</u>

		式
第98条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>第34号の2様式</u> または <u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
<u>第100条の2</u>	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
略		

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第9項</u>
	<u>から</u>	<u>、第5項および</u>

略		
第7項の表第100条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	同項、第5項および前項

略

第7項の表第100条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
-------------------	----------	------------------------

略

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	同項、第5項および前項

略

略		
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項および

略

第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
----------------	----------	------------------------

略

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項および

略

第7項の表第100条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
略			略		
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例付則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>					